

工学研究科産学共同講座の設置及び運営に関する内規

(平成22年10月14日制定)

(趣旨)

第1条 工学研究科(以下「本研究科」という。)の産学共同講座の設置及び運営に関し必要な事項は、京都大学産学共同講座及び産学共同研究部門規程(平成29年達示第59号。以下「規程」という。)に定めるもののほか、この内規による。

(担当専攻等)

第2条 産学共同講座の運営を円滑にするため、当該講座を担当する専攻又は附属教育研究施設(以下「専攻等」という。)を定めるものとする。

(設置及び改廃の手続き)

第3条 産学共同講座を設置又は改廃しようとする場合、専攻長又は附属教育研究施設長(以下「専攻長等」という。)から研究科長に申し出るものとする。

2 前項の申出を受けた研究科長は、あらかじめ工学研究科運営会議において審査を行ったうえで、専攻長会議で審議し、その承認を得た後、工学研究科工学教授会代議員会に諮るものとする。

3 産学共同講座の設置及び改廃の手続きに関する事務は、桂地区(工学研究科)事務部学術協力課において処理する。

(構成)

第4条 産学共同講座には、規程第9条第1項の教員を置くほか、少なくとも1名の本研究科の専任の教授又は准教授を兼務させるものとする。

2 産学共同講座を担当する教授、准教授又は助教に相当する者は、それぞれ「産学共同講座教授」、「産学共同講座准教授」、「産学共同講座助教」と称する。

(構成員の職務)

第5条 産学共同講座を担当する教授又は准教授に相当する者は、当該講座における研究教育に従事するほか、当該講座における業務の遂行に支障のない範囲内で、大学院及び学部における教育を担当することができる。

(産学共同講座運営委員会)

第6条 産学共同講座を担当する専攻等は、当該講座の運営に関し、次の事項を審議するため運営委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとする。

- (1) 産学共同講座が行う研究課題等
- (2) 産学共同講座の運営方針
- (3) 共同研究経費等の使途計画
- (4) その他産学共同講座の運営に関し必要な事項

2 委員会は、次の各号に掲げる委員で構成する。

- (1) 専攻長等又は専攻長等が指名する者
- (2) 共同研究を実施する本研究科の講座の代表者
- (3) 産学共同講座を構成する者
- (4) その他専攻長等が必要と認めた者 若干名

3 委員会に関し必要な事項は、委員会が定める。

(その他)

第7条 本内規に定めるもののほか、産学共同講座の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成22年10月14日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成25年9月12日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年2月12日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年3月8日から施行する。